

公立大学法人兵庫県立大学教職員兼業許可に関する運用について

第1 用語の定義に関する事項【第2条第1号関係、第3条第3項第2号関係】

(1) 営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体

商法に基づいて設立される合名会社、合資会社及び株式会社をはじめ、有限会社法に基づく有限会社、その他営利行為を業とする社団も含まれる。

(2) 役員

株式会社の場合においては、取締役、監査役のような業務の執行又は業務の監査について責任を有する地位にある者及びこれらの者と同等の権限又は支配力を有する地位にある者をいう。また、「その他の職」とは、顧問、参与、評議員、発起人、清算人等役員に準ずると認められる職をいう。

(3) 特別な利害関係

物品購入契約、工事請負契約等の契約関係、検査、監査等の監督関係又は許可、認可等の権限行使の関係をいう。なお、加えて、役員等兼業及び研究等兼業における「特別な利害関係」には、審議会等の委員として、許可の申出に係る研究成果活用企業に対する許可、認可等の可否に直接影響力を有する審議に参画することを含むものとする。

第2 兼業の許可基準【第3条第3項関係】

(1) 役員等兼業 [営利企業の役員等を兼ねる場合]

① 技術移転兼業

ア 定義

教職員が技術移転事業者（営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体であって、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号。）第2条第1項に規定する特定大学技術移転事業（同法第5条第2項に規定する承認計画に係るものに限る。以下「承認事業」という。）を実施するものをいう。）の役員等（ただし、監査役を除く。）を兼ねる場合。

イ 許可基準

- i 技術移転兼業を行おうとする教職員が、技術に関する研究成果又はその移転について、技術移転事業者の役員等としての職務に従事するために必要な知見を有していること。
- ii 教職員が就こうとする役員等の職務の内容が、主として承認事業に関係するものであること。
- iii 申請前2年以内に、教職員が当該申請に係る兼業先との間に特別な利害関係のある職を占めていた期間がないこと。

② 研究成果活用兼業

ア 定義

教職員が研究成果活用企業（営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体であって、教職員の研究成果を活用する事業（以下「研究成果活用事業」という。）を実施するものをいう。）の役員等（ただし、監査役を除く。）を兼ねる場合。

イ 許可基準

- i 申請に係る教職員が、当該申請に係る研究成果活用企業の事業において活用される研究成果を自ら創出していること。
- ii 教職員が就こうとする役員等の職務の内容が、主として研究成果活用事業に関

係するものであること。

- iii 教職員が就こうとする役員等としての職務の内容に、法人に対する契約の締結又は検定、検査等の申請に係る折衝の業務（研究成果活用事業に係る業務を除く。）が含まれていないこと。
- iv 申請前2年以内に、教職員が当該申請に係る兼業先との間に特別な利害関係のある職を占めていた期間がないこと。

③監査役兼業

ア 定義

教職員が株式会社又は有限会社（以下「株式会社等」という。）の監査役を兼ねる場合。

イ 許可基準

- i 申請に係る教職員が、当該申請に係る株式会社等における監査役の職務に従事するために必要な知見を大学教職員等の職務に関連して有していること。
- ii 申請前2年以内に、教職員が当該申請に係る兼業先との間に特別な利害関係のある職を占めていた期間がないこと。

④共通事項（兼業終了後の業務制限）

上記①から③までの兼業に従事した教職員は、兼業の終了の日から2年間は、当該兼業先との間に特別な利害関係がある業務に従事してはならない。

(2) 営利企業兼業[営利企業の役員等以外の職を兼ねる場合]

①研究等兼業

ア 定義

教職員が営利企業で次に掲げる業務に従事する場合。

- i 営利企業における研究開発（基礎研究、応用研究及び研究開発をいい、技術の開発を含む。以下同じ。）に従事し、又は研究開発に関する技術指導に従事する場合。
- ii 技術移転事業者が行う他の企業に対する技術指導に従事する場合。
- iii 技術移転事業者が行う技術に関する研究成果の発掘、評価、選別に関する業務に従事する場合。
- iv 営利企業の経営及び法務に関する助言を行う場合。

イ 許可基準

- i 兼業する事業の経営上の責任者とならないこと。

②その他営利企業兼業

ア 定義

教職員が営利企業の事業に関与する業務に従事する場合で、当該教職員の職務に密接な関連があり、法人の公共的・社会的役割を全うする上で必要と認められる職をかねる又は事業若しくは事務に従事する場合。

イ 許可基準

- i 公的な要素が強く、兼業内容が営利企業の営業に直接関与するものでない場合。
- ii 法人が管理する特許（出願中のものを含む。）の実施のための契約に基づく実施企業に対する技術指導である場合。
- iii 営利企業付設の教育施設、研修所及び研修会等又は文化講座等の非常勤講師で、従業員教育又は社会教育の一環として考えられる場合。
- iv 公益性が強く、法令（条例を含む。）等で学識経験者から意見聴取を行うことが

義務付けられている場合。

v その他理事長が特に必要と認める場合。

(3) 自営兼業

ア 定義

規程第2条第1項第3号のとおり。

イ 許可基準

家業継承、遺産相続等の特殊な事情が存在するなど、教職員の相続権や財産権の保証を考慮する必要があると認められる場合等。

(4) 非営利企業兼業

ア 定義

教職員が営利企業以外の事業の職を兼ね、又は営利企業以外の事業若しくは事務に従事する場合（非常勤講師兼業を除く。）

イ 許可基準

- i 国及び地方公共団体（以下「国等」という。）の職を兼ねる場合又は事業若しくは業務に従事する場合。
 - ・法令（条例を含む。）等の規定により、法人の職にある者が、国等の行政機関の職を兼ねることが認められている場合。
 - ・国等に設置されている審議会等の委員等の職を兼ねる場合又は当該審議会等の委員等とその性格が類似している諮問的又は調査的な委員会等における委員等の職を兼ねる場合。
 - ・上記のほか、国等の事業又は業務に従事する場合で、必要性が高いと認められる場合。
- ii 独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人、関係団体（地方公共団体等が出資する公社等）等（以下「独立行政法人等」という。）の職を兼ねる場合又は事業若しくは事務に従事する場合。
 - ・独立行政法人等の規定等で、有識者又は学識経験者から意見聴取することを規定している委員会等の委員を兼ねる場合。
 - ・独立行政法人等で共同研究等を行うため、当該独立行政法人等の職を兼ねる場合
 - ・独立行政法人等が必要に応じて設定している職を兼ねる場合。
 - ・上記のほか、独立行政法人等の事業又は業務に従事する場合で、必要性が高いと認められる場合。
- iii その他営利企業以外の事業の職を兼ねる場合又は事業若しくは業務に従事する場合で、特に公益性が高いと認められる場合。

ただし、次に掲げるものは原則として許可できない。

 - ・大学等の入学試験の準備を目的として設置又は開講されている予備校又はこれに類する教室、塾、講座等において、非常勤講師の業務を行う場合。
 - ・公益法人等の役員等職責が重大な職を兼ねる場合（ただし、当該教職員の職務に密接な関係があり、かつ、公益性が著しく高いと認められる場合を除く。）。

(5) 教育兼業

ア 定義

規程第2条第1項第5号のとおり。

イ 許可基準

年間の兼業時間数は120時間以内とする。ただし、兵庫県又は兵庫県と密接に関係のある団体から委嘱があった場合等で、真にやむを得ない理由があるときは、理事長はこれを承認するときがある。

第3 専決【第3条第2項関係】

(1)対象等

専決させることができる兼業は非営利企業兼業と教育兼業とし、当該教職員が所属する部局長等が専決できるものとする。なお、非営利企業兼業において、報酬を受領せず、所定勤務時間外に行う場合には、許可を要しない。

(2)教育兼業

教育兼業については、当該教員が所属する教授会（教授会がない部局等あつては、それに代わる機関）の承認を受けたうえで、当該教員が所属する部局長等が専決できるものとする。現行どおり

第4 申請の手続き【第4条関係】

(1)申請書の提出期限

役員等兼業及び研究等兼業に従事しようとする場合にあっては、原則として従事しようとする2ヶ月前に申請書類を部局長等への提出すること。

(2)申請書類 別表1のとおり

第5 役員等兼業審査会による審査【第5条第2項関係】

(1)「理事長が必要と認める営利企業兼業」とは、研究等兼業とする。

(2)役員等兼業審査会の設置については、別に定める。

(3)期間の更新で、兼業の内容に変更がない場合（兼業の本質的な変更には該当しない軽微な変更を含む。）は、役員等兼業審査会の審査を要しない。

第6 事業の報告、許可内容の変更【第9条、第10条関係】

(1)結果報告書の提出

役員等兼業に従事した教職員は、当該兼業の状況について、許可期間の終了後速やかに、兼業結果報告書（様式第7号）を部局長等を通じて理事長に提出しなければならない。

(2)複数年度の許可を受けている場合

複数年度にまたがって許可を受けている場合にあっては、各年度の終了後ごとに速やかに、兼業結果報告書を部局長等を通じて理事長に提出しなければならない。

(3)許可内容を変更した場合

許可内容に変更又は中止が生じた場合は、兼業変更許可申請書（様式第8号）と理事長が必要と認める添付書類を、部局長を通じて理事長に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

別表 1

兼業の区分		申請書・添付書類
営 利 企 業	役員等兼業	<ul style="list-style-type: none"> ・役員等兼業許可申請書（様式第1号） （添付書類） ・兼業先からの依頼文（兼業先の名称・代表者所在地、教職員の職・氏名、兼業先の役職、従事する場所、勤務形態、兼業の期間、報酬金額、職務の内容、災害時の保証等実費弁償についての記載があるもの） ・兼業先の事業内容に関する書類（事業概要書、定款、決算書等） ・兼業先における職務内容及び組織上の位置づけを明確にする書類（研究計画書、組織上のどの職に位置付けられるのかを示した組織図等） ・兼業先の会社等の登記簿謄本（設立中の会社にあつては、定款の謄本。株式会社及び有限会社にあつては、公証人の認証のあるもの） ・株式会社にあつては、株式保有状況（株主の内訳）がわかるもの ・兼業先の会社が商法に規定する子会社である場合は、親会社の概要がわかるもの ・その他必要と認める書類
	技術移転兼業	<ul style="list-style-type: none"> ・研究等兼業許可申請書（様式第2号） （添付書類） ・兼業先からの依頼文（兼業先の名称・代表者所在地、教職員の職・氏名、兼業先の役職、従事する場所、勤務形態、兼業の期間、報酬金額、職務の内容、災害時の保証等実費弁償についての記載があるもの） ・兼業先の事業内容に関する書類（事業概要書、定款、決算書等） ・兼業先における職務内容及び組織上の位置づけを明確にする書類（研究計画書、組織上のどの職に位置付けられるのかを示した組織図等） ・その他必要と認める書類
	研究成果活用兼業	
	監査役兼業	<ul style="list-style-type: none"> ・営利企業兼業許可申請書（様式第3号） （添付書類） ・兼業先からの依頼文（兼業先の名称・代表者所在地、教職員の職・氏名、兼業先の職、従事する場所、従事時間、従事期間、報酬の有無、報酬金額、従事内容、災害時の保証等実費弁償についての記載があるもの） ・その他必要と認める書類
	その他営利企業兼業	
自営兼業		<ul style="list-style-type: none"> ・自営兼業許可申請書（様式第4号） （添付書類） ・必要と認める書類
非営利企業兼業		<ul style="list-style-type: none"> ・非営利企業兼業許可申請書（様式第5号） （添付書類） ・兼業先からの依頼文（兼業先の名称・代表者所在地、教職員の職・氏名、兼業先の職、従事する場所、従事時間、従事期間、報酬の有無、報酬金額、従事内容、災害時の保証等実費弁償についての記載があるもの） ・その他必要と認める書類
教育兼業		<ul style="list-style-type: none"> ・教育兼業許可申請書（様式第6号） （添付書類） ・兼業先からの依頼文（兼業先の名称・代表者所在地、教職員の職・氏名、担当科目、時間数、従事期間、報酬の有無、報酬金額、災害時の保証等実費弁償についての記載があるもの） ・その他必要と認める書類

